

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（10月13日現在）

●報道によれば、アルゼンチン国内では917,035名（昨日から13,305名増）の累計感染者数、うち24,572名の累計死亡者数（昨日から386名増）、742,235名の累計治癒数が報告されています。

●なお、当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、強制隔離及び強制距離措置（以下「強制隔離」と記載）は、10月25日（日）まで継続中です。また、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続されています。

●アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、事前に来館される時間を当館と調整していただきますよう、ご協力を宜しくおねがいたします。

●帰国のために空港へ向かわれる際には、地方ご滞在の方も含めて事前に大使館で証明書類の発給等の準備が必要になります。トラブルを避けるためにも、ご帰国を計画されている方は、事前に大使館に一報くださいますようご協力のほどお願いいたします。

1 報道によれば、アルゼンチン国内では917,035名（昨日から13,305名増）の累計感染者数、うち24,572名の累計死亡者数（昨日から386名増）、742,235名の累計治癒数が報告されています。

2 当館領事班窓口にご来館の皆様へ（事前連絡についてのお願い）

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に最大限努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、是非とも事前にご連絡をいただき来館される時間を当館と調整していただいた上でご来館いただきますよう、何卒ご協力を宜しくおねがいたします。

なお、本件事前連絡は当館領事班代表メール(conbsas@bn.mofa.go.jp)又は当館領事班代表電話(011-4318-8220)にて対応させていただきます。

3 ご帰国のために空港へ向かわれる皆様へ（注意事項）

(1) 強制隔離下において、空港へ移動することは原則として認められておりませんが、母国に帰国する者等に対しては、例外として当国外務省の規定する証明の作成、携行等により移動が認められています。同令を遵守せずに移動することは、検問等により拘束、罰金等無用なトラブルを招く原因にもなりかねませんので、ご帰国等を計画されている方は、事前に大使館に連絡、相談の上、必要な手続きをされるようご協力のほどよろしくおねがいたします。細部は「ご帰国のために空港へ向かわれる皆様へ（注意事項）」をご確認ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100026004.pdf>

(2) また、地方都市からご帰国のために首都等に移動される際には、滞在地を出発される48時間前までに当国外務省等へ通知する必要がありますのでご注意ください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご確認ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf> (了)